

「岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の概要について

1 改正の趣旨

平成29年4月1日から、診療所の病床設置許可等の権限が都道府県知事から政令指定都市の市長に移譲され、1年以内に人員及び施設等に関する基準を条例で定めることとされました。

そこで、医療法、同法施行規則、岡山県条例等に定める基準を参考に、岡山市の基準を定めるため岡山市病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正することとしました。

なお、平成30年3月31日までの間は、県が定める基準を市の基準とみなす旨の経過措置が設けられています。

2 改正案の概要

医療法第21条第3項には、診療所の基準を定めるにあたっては、人員については「厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの」とすること、施設等については「厚生労働省令で定める基準を参酌する」とされています。

そこで、人員の基準として、

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

施設等の基準として、

- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならないこと。
- (2) 食堂 内法（のり）による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (3) 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならないこと。

としました。

なお、この基準は、医療法施行規則第21条及び第21条の2に定める内容に従ったものであり、また、岡山県においても同様の基準を定めています。

3 施行期日

平成30年4月1日